

静岡県人事委員会は、管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月14日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則7-1284

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-36）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
1 知事部局			1 知事部局		
組織	職	区分	組織	職	区分
本庁	(略)	3種	本庁	(略)	3種
	課長			課長	
	局の参事 (職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則7-25）別表第2ア行政職給料表級別職務区分表第7項第1号に定める本庁の局の参事に限る。)			局の参事 (職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則7-25）別表第2ア行政職給料表級別職務区分表第7項第1号に定める本庁の局の参事に限る。)	
	局の技監 (政策管理局の技監に限る。)			局の技監 (政策管理局の技監に限る。)	
通商推進室長	通商推進室長				
地震防災センター所長	地震防災センター所長				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2～8 (略)			2～8 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年7月18日から施行する。